

解体工事を始める前に

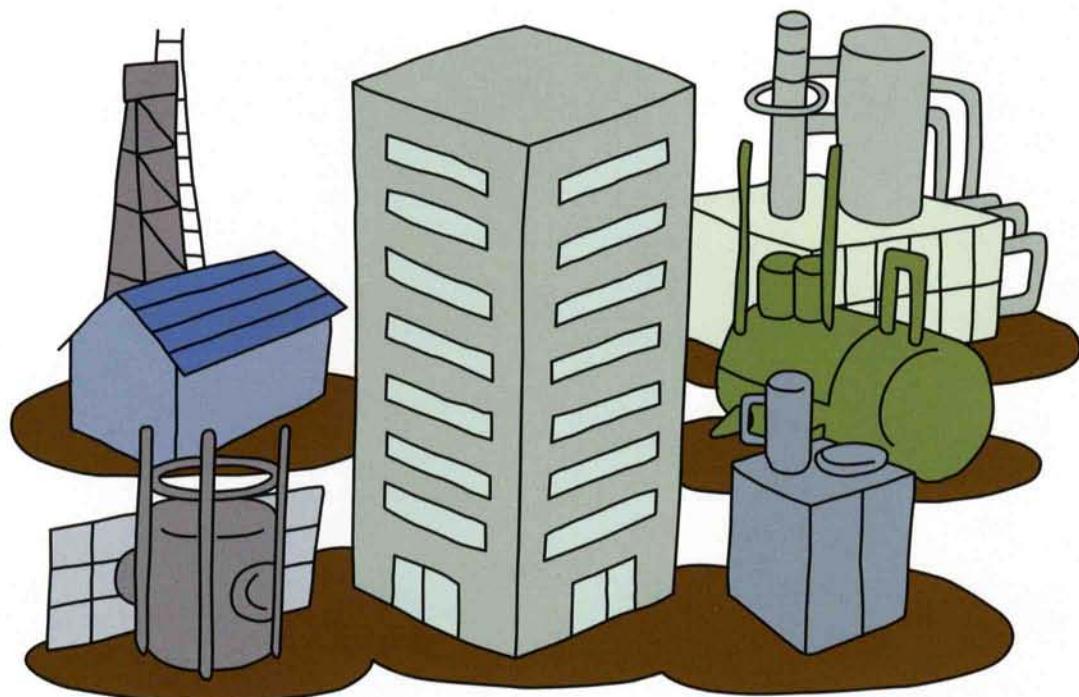
大気汚染防止法に基づく

建築物・工作物の解体等作業における
アスベスト飛散防止対策について



建築物や工作物に
アスベストが使われていたら…
解体・改造・補修作業を行う際に

届出と作業基準の 遵守が必要です!



石綿(アスベスト)は、天然にできた繊維状の鉱物で、不燃・耐熱性等工業的に優れた特性を持ち、しかも安価であったため、建築材料、工業製品等様々な分野で使用されてきました。

石綿は、繊維が非常に細く、丈夫で変化しにくいため、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、長期の潜伏期間を経て肺ガンや中皮腫などの病気を引き起こすおそれがあることから、現在では代替が困難な一部の製品等を除き、製造等が禁止されています。

しかし、石綿が使われた建築物や工作物の老朽化に伴い、解体や改造、補修の工事は増加しています。これらの工事の際に、石綿の飛散防止の対策を確実に行わないと、石綿が大量に飛散してしまいます。

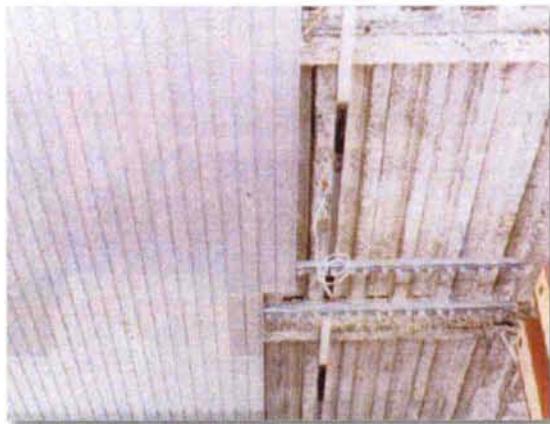
このため、石綿の飛散を防止する対策が必要となります。

どんなものが対象になるの？

「大気汚染防止法」に基づき、特定建築材料が使用されている建築物又は工作物の解体、改造、補修作業を行う場合に届出が必要となります。

特定建築材料とは

特定建築材料とは、吹付け材、断熱材、保温材、耐火被覆材のうち、石綿を意図的に含有させたもの又は石綿が質量の0.1%を超えて含まれているものです。



(出典：吹付けアスベスト施工部位事例 日本石綿製品工業会 石綿処理部会)

特定建築材料とその使用箇所の例

材料の区分	建築材料の具体例	使用箇所の例（使用目的）
吹付け石綿	①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式） ③石綿含有ひる石吹付け材 ④石綿含有パーライト吹付け材	壁、天井、鉄骨 (防火・耐火、吸音性等の確保)
石綿を含有する断熱材 (吹付け石綿を除く)	①屋根用折版裏断熱材 ②煙突用断熱材	屋根裏、煙突 (結露防止・断熱)
石綿を含有する保温材 (吹付け石綿を除く)	①石綿保温材 ②石綿含有けいそう土保温材 ③石綿含有パーライト保温材 ④石綿含有けい酸カルシウム保温材 ⑤石綿含有ひる石保温材 ⑥石綿含有水練り保温材	ボイラー、化学プラント、焼却炉、ダクト、配管の曲線部 (保温)
石綿を含有する耐火被覆材 (吹付け石綿を除く)	①石綿含有耐火被覆板 ②石綿含有けい酸カルシウム板第二種 ③石綿含有耐火被覆塗り材	鉄骨部分、鉄骨柱、梁、エレベーター (吹付け石綿の代わりとしての耐火性能の確保、化粧目的)

石綿障害予防規則において、事業者は、建築物又は工作物の解体等の作業を行うときは、あらかじめ石綿等の使用の有無を調査することなどが義務付けられています。

(石綿障害予防規則第3条)

なお、これらに該当しないいわゆる石綿含有成形板等については、特定建築材料とはなっていませんが、解体等の際、機械による破碎等を行うと石綿が飛散するおそれがあるので、材料を薬液等で湿潤化して手ばらしにより取り外しを行うなど、飛散防止に十分留意することが必要です。

届出や対策はどのようにするの？

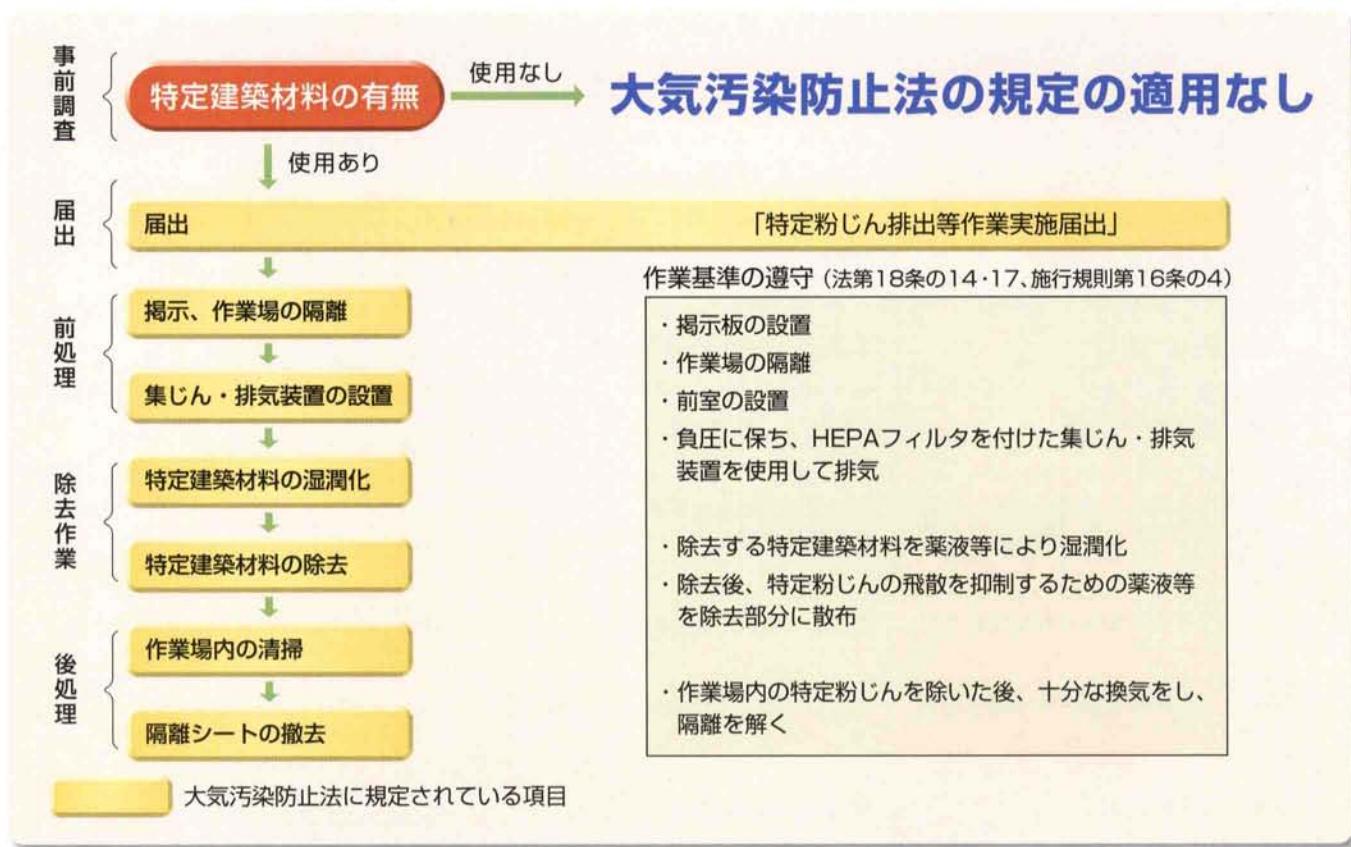
建築物や工作物の解体等によって生じる石綿の飛散を防ぐために、「大気汚染防止法」により以下のことが義務付けられています。

大気汚染防止法による飛散防止対策

● 作業の届出（法第18条の15）

石綿を使用している建築物や工場のプラントなどの工作物を解体、改造、補修する場合、工事を施工する者は、作業の場所、作業期間、作業の方法などについて作業を始める**14日前**までに都道府県などの窓口に届出をしなければなりません。

● 一般的な手順



● 注文者の配慮（法第18条の19）

工事の注文者は、工事を施工する者に対し、施工方法、工期等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければなりません。

● 罰則（法第33条の2ほか）

届出をしない、又は都道府県知事による計画変更命令や作業基準適合命令等に違反した場合は罰則の対象となります。

■ アスベスト関連の更なる情報については環境省のホームページをご覧下さい。

<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>

■ 解体作業等の届出、作業基準等の詳細については、環境省のホームページに掲載している「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」をご覧ください。

http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/index.html

また、このマニュアルは、社団法人 日本作業環境測定協会 (Tel : 03-3456-0445) で販売しています。

他に必要な手続きは？

大気汚染防止法以外の関連法令

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策に関する法律としては、大気汚染防止法以外に労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがあります。このうち労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に石綿の飛散防止に関する作業基準等が定められており、工事施工者等はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

● 労働安全衛生法、石綿障害予防規則における規定

建築物の解体等の工事で生じる石綿粉じんが作業環境を著しく汚染し、労働者の健康に重大な影響を及ぼすことを防止する観点から作業場内での基準等が定められています。

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律における規定

特別管理産業廃棄物に指定された廃石綿等について、その分別、保管、収集、運搬、処分等を適正に行うため必要な処理基準等が定められています。

● 建築基準法における規定

建築物の大規模な増改築時には吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの除去が義務付けられ、また、石綿の飛散のおそれがある場合には、除去等の勧告・命令ができることが定められています。

● 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)における規定

他の建築廃棄物の再資源化を妨げないように、石綿含有建築材料は、原則として他の建築材料に先がけて解体等を行い、分別しておくことが定められています。

● また地域によっては、地方自治体が条例を定めて規制をしている場合がありますので、当該作業を行う場所を管轄する都道府県、市町村にお問い合わせください。

建築物等の解体作業などに関するQ&A

Q1. 工作物も届出の対象となりましたが、工作物とはどのようなものが対象になるですか。

A1. 土地に接着している人工物を工作物とします。

例：煙突、タンク、プラント等の配管、溶解炉、据付ボイラーなど

Q2. 石綿が使用されているかどうかの確認方法はあるのでしょうか。

A2. 吹付け材、断熱材、保温材、耐火被覆材に石綿が使用されているか不明な場合には、専門の分析機関に依頼して設計図書等や分析調査により石綿使用の有無が確認できます。

Q3. どんな作業で届出が必要でしょうか。

A3. 特定建築材料の除去、封じ込め、囲い込みのほか、孔開け、切断等、石綿が飛散するおそれのある作業が対象となります。

Q4. 日常点検のため、配管の保温材を一時的に取り外す作業を行う場合、届出は必要ですか。

A4. 点検だけであれば大気汚染防止法での届出は必要ありません。

Q5. 作業の届出はどこにすればいいのですか。

A5. 基本的には都道府県ですが、地域などにより市などが窓口となる場合がありますので、あらかじめ自治体にご確認ください。

Q6. 同一の工場内で2棟の建物と1つの工作物を一度に解体するのですが、それぞれの建物、工作物毎に届出が必要ですか。

A6. 同一敷地内で複数の解体等作業を行う場合は、ひとつの届出書によって届出を行うことができます。

Q7. 石綿の除去作業ができる業者を教えてもらえますか？

A7. 都道府県等によっては事業者のリスト等を作成している場合がありますので、詳しくは都道府県等にご確認ください。

Q8. アスベスト対策に関する融資制度はありますか？

A8. 国民生活金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、中小企業金融公庫、日本政策投資銀行などにお問い合わせください。

石綿関連情報の一覧

石綿関連情報について	名 称	電話・ホームページアドレス等
石綿の飛散防止対策、廃棄物処理方法等について	環境省	Tel : 03-3581-3351 (代表) http://www.env.go.jp/
石綿についてのQ&A、労災認定事業場のリスト、健康相談関連情報等について	厚生労働省	Tel : 03-5253-1111 (代表) http://www.mhlw.go.jp/
建設業、運輸関連業、造船業における石綿被害の状況等について	国土交通省	Tel : 03-5253-8111 (代表) http://www.mlit.go.jp/
企業での石綿の使用状況、代替製品についての情報等について	経済産業省	Tel : 03-3501-1511 (代表) http://www.meti.go.jp/
学校施設等における石綿使用状況等について	文部科学省	Tel : 03-5253-4111 (代表) http://www.mext.go.jp/
石綿全般について	社団法人 日本石綿協会	Tel : 03-5765-2381 http://www.jaasc.or.jp
測定関係について	社団法人 日本作業環境測定協会	Tel : 03-3456-0443 http://www.jawe.or.jp
	社団法人 日本環境測定分析協会	Tel : 03-3878-2811 http://www.jemca.or.jp
廃棄物処理関係について	財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター	Tel : 03-3668-6511 http://www.jwnet.or.jp
保護具関係について	社団法人 日本保安用品協会	Tel : 03-5804-3125 http://www.jsaa.or.jp
建築技術関係について	財団法人 日本建築センター	Tel : 03-3434-7161 http://www.bcj.or.jp
事業者の石綿ばく露防止対策、建物の建材等に含まれる石綿の定性、定量分析	中央労働災害防止協会 労働衛生調査分析センター	Tel : 03-3452-6841 http://www.jisha.or.jp
石綿取扱作業にかかる安全衛生全般について	建設業労働災害防止協会	Tel : 03-3453-8201 http://www.kensaibou.or.jp
石綿による健康被害に係る救済関係について	独立行政法人 環境再生保全機構	フリーダイヤル : 0120-389-931 http://www.erca.go.jp
住まいの情報について	住宅情報提供協議会	http://www.sumai-info.jp/jiji/asbest.html
研究情報等について	独立行政法人 労働安全衛生総合研究所(産業医学総合研究所)	Tel : 044-865-6111 http://www.jniosh.go.jp (http://www.niih.go.jp)
	財団法人 労働科学研究所	Tel : 044-977-2121 http://www.isl.or.jp



水・大気環境局 大気環境課

〒100-8975

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

TEL 03-3581-3351 (代表) 内線 6536

FAX 03-3580-7173

<http://www.env.go.jp/>



吉岡印刷 100%再生紙を使用しています



環境問題を考慮して非
石油系の大豆油インキ
を使用しています